

外国人留学生に対する物件仲介上の取扱いについて（お願い）

本協会では、留学生が民間宿舎等へ入居するにあたり、連帯保証人（以下「保証人」という。）を探す困難さと保証人の精神的・経済的負担を軽減し、留学生の民間宿舎等への円滑な入居を支援することを目的として1999年3月より「留学生住宅総合補償」を実施しています。

「留学生住宅総合補償」に加入する留学生に対する物件仲介に際しては、以下のとおりお取扱いくださるようお願いいたします。

1. 「留学生住宅総合補償」に加入する留学生は、「留学生賠償責任」を付帯した海外旅行保険に入ることになり、一般の住宅総合保険等に付帯される賠償責任（借家人賠償責任保険、個人賠償責任保険）とほぼ同様に補償されます。つきましては、入居の際の賠償責任保険への加入は、補償が重複するため免除してください。

「留学生住宅総合補償」には、貸主や他人に対する賠償責任保険がついていますが、居室への損害は、火災、爆発、破裂及び水漏れによるものに限られています。上記事由以外の損害の補修費用や本人の家財に対する補償はありませんので、貴社お取扱保険の利用については、留学生とよくご相談ください。

2. 賃貸借契約においては、大学等・日本語教育機関及びその教職員（留学生センター長・留学生課長等）、又は地域の国際交流協会・センター等が保証人になります。

「留学生住宅総合補償」は、留学生の日常の生活指導等を行う学校が協力校となり、在籍留学生に対する制度の周知及び加入取りまとめ等の事務を担うことで運営される制度です。問題が生じたときは、これらの機関又は機関の者が責任をもって対応しますので、個人が保証人となる場合と何ら変わりません。

3. 機関又は機関の者が保証人となる場合は、印鑑証明書の提出を免除してください。

「留学生住宅総合補償」では、機関又は機関の者が保証人となった場合、その責任に基づいて対応することを前提としています。学校等が「本学では〇〇の者が保証人となっている」等を証する文書を提出したような場合には、機関や個人の印鑑証明書の提出を免除してください。

4. 機関又は機関の者が保証人となる場合は、保証人に法人としての保証契約かを確認し、法人である場合は極度額の記載を免除してください。

2020年4月の民法改正により、第465条の2において、保証人が法人でない保証契約の場合は極度額の定めが必要とされています。「留学生住宅総合補償」を利用する機関では、法人名以外で保証契約を行う場合もありますので、保証人に確認の上、契約手続きを進めてください。

個人が保証人になる場合、「留学生住宅総合補償」の保証人補償の限度額は30万円ですが、留学生支援の制度趣旨をご理解いただき、ご配慮をお願いいたします。

（過去5年間における補償金支払状況：年間平均58件、平均金額約12万円）

◎保険料等負担金と補償金額 [留学生の自己負担] (2019年3月1日以降補償開始用)

区分	補償対象者	補償内容	補償期間1年間	補償期間2年間
海外旅行保険	留学生	①留学生賠償責任	5,000万円限度	5,000万円限度
		②傷害後遺障害	240万円限度	240万円限度
保証人補償基金	保証人	③保証人補償	30万円限度	30万円限度
保険料等負担金 (海外旅行保険保険料と保証人補償基金加入金の合計負担額)			4,000円 (保険料2,500円 +加入金1,500円)	8,000円 (保険料5,000円 +加入金3,000円)

※すでに加入している方が補償期間を延長する場合、1年間、2年間または6か月の延長制度があります。

6か月延長をする場合の保険料等負担金は2,000円（保険料1,250円+加入金750円）です。

- ◆「留学生住宅総合補償」の加入の有無は、留学生が携帯している「加入者控」でご確認ください。

【本件照会先】

公益財団法人日本国際教育支援協会 学生支援部学生保険課

TEL : 03-5454-5275 FAX : 03-5454-5232

URL : <http://www.jees.or.jp/>